

自然体感占冠 占冠の自然を楽しもう！

その1 キャンプのススメ



占冠村のキャッチフレーズ「自然体感占冠」のとおり、占冠は自然がいっぱい！ぜひ、ご利用ください。

★大自然に囲まれたニニウキャンプ場
今季6月7日にオープンしました。ニニウキャンプ場があるニニウ地区は、自然の宝庫です。「大きな森」のニニウは、太古からヒグマやエゾシカ、モモンガなどたくさん動物たちが棲息しています。今でもそれは変わりません。

ニニウキャンプ場は、彼らからほんの少し間借りをさせてもらった場所です。そんなキャンプ場で、自然を大切にしながら、家族や友人たちと「不便」を楽しんでみませんか？

《利用料金》

キャンプ場入場料	日帰り1名200円・1泊1名300円
バンガロー(6棟)	1棟 3,000円(6名利用可能、入場料含む)
持ち込みテント料	1張 500円(タープ1張含む)
キャンプレンタル	寝袋+マットセット 1泊400円 貸テント 1張 2,000円(7人用)
クライミング体験(15分)	大人200円 子供100円
キャンプファイアー	5,000円

ニニウキャンプ場
予約・お問合せ先

電話 0167-56-2352
時間 9:30~18:00

その2 自然散策のススメ



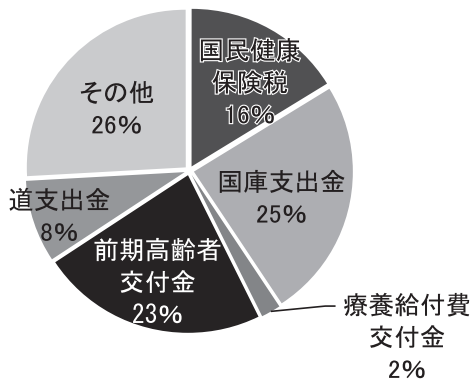
★遊歩道
自然の中を散策する「遊歩道」。日差しがまぶしいこの季節、森林に囲まれ、森林浴を楽しめます。

歩くことは、健康を維持するのに、もっとも簡単な方法だと言われます。日常の煩雑さから開放され、自然のパワーで心もカラダも、リフレッシュしましょう！



★赤岩青巖峡
清流鶴川の勇壮な流れに、赤や青の大きな岩が織りなす風景は、本当にすばらしいものです。その美しい風景を写真におさめる観光客や、川岸でゆったり過ごす観光客、ラフティングも盛んに行われるなど様々に自然を楽しまれています。また、ロッククライミングも愛好家に好評で、道内有数の岩場として多くのクライマーが訪れています。

国民健康保険の財源構成 (平成25年度決算見込額)



5月28日、国民健康保険運営協議会が開催され、国民健康保険事業の平成25年度実績見込みを確認し、平成26年度の税率について協議しました。加入者数や所得額等から算定した保険税と、その年に予測される医療費から病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額を比較したところ、「平成26年度の税率は前年と同様とする」ことを決定しました。

平成26年度 国民健康保険 税の概要をお 知らせします

【税率】
国民健康保険税は世帯主に課税され、医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産、加入人数で、次の表により計算します。

課税区分		医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	所得金額-33万円(基礎控除)×税率	4.90%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税(土地・家屋)×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	16,000円	5,700円	5,200円
平等割	一世帯の金額	22,300円	7,900円	4,400円

※世帯単位で課税するため、世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯主あてに納税通知書を送ります。その場合、世帯主の所得等は計算されません。

※介護分は40歳から64歳までの加入者に対し計算されます。

※75歳から後期高齢者医療保険に移行することになりますが、移行することによって国民健康保険が単身世帯となる場合は、平等割を5年間1/2とし、6年目から8年目までを1/4軽減します。

【解雇などにより失業した方の国民健康保険税額を軽減する制度】
平成22年度から、倒産・解雇などによる失業、雇い止めや雇用期間満了などで離職を余儀なくされた65歳未満の方に対して、国民健康保険

世帯の所得合計額	軽減割合
330,000円	7割
330,000円+ (245,000円×世帯主を含む加入者数)	5割
330,000円+ (450,000円×加入者数)	2割

※国保から後期高齢者医療に移行した者を含んで算定します。
平成26年度から国の制度改正により、5割と2割の軽減対象となる所得基準額を引き上げることで軽減対象世帯が拡充されます。

【税の軽減】
世帯の所得合計額が次の表に示す額以下の場合、均等割と平等割の額からそれぞれ軽減割合を乗じた額を減額します。

【支払いが困難な方はご相談ください】
国民健康保険税は3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付け

軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、総務課税務担当で手続きをしてください。

対象者	平成25年3月31日以降に離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が特定受給資格者および特定理由離職者と認定された方
軽減される期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
軽減方法	軽減対象期間の税額算定において、該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定します。

税額を軽減する制度が設けられました。

◆国民健康保険税に関するお問い合わせ
総務課税務担当
電話 56・2125
◆各種届出や給付に関するお問い合わせ
保健福祉課国保医療担当
電話 56・2122

【国民健康保険税は期日までに納めましょう】
国民健康保険とは国民健康保険に加入する皆さんが全員でお金を出し合い、病气やケガをしてお医者さんにかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。
皆さんから納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な財源です。
皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納めましょう。

ますので、お早めに税務担当へご連絡ください。
国民健康保険税の納付がない場合、国民健康保険の給付の差し止めをしたり、いったん医療費を全額自己負担していたらという措置をとらせていただきます。